

徳島市地域公共交通計画策定業務にかかる事業者選定について(案)

目的及び選定方法

徳島市地域公共交通計画策定調査業務(以下「本業務」という。)の契約にあたり、本業務の事業者には、高度な知識や構想力、専門的な技術力が必要であることから、企画提案を求めることにより本業務に最適な受託候補者を特定する、指名型プロポーザル方式により選定を行う。

※指名型プロポーザル方式とは、徳島市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)が指名する者に対して企画提案書等の提出を求め、企画提案書等審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、本業務の受託候補者を特定する手続き。

業務委託内容

1 業務委託名

徳島市地域公共交通計画策定調査業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 業務計画書(計画準備)の作成
- (2) 上位計画・関連計画との整合・連携
- (3) 徳島市の現況と地域特性等の整理
- (4) 市民及び公共交通利用者等の移動実態把握(アンケート調査等)
- (5) 現計画の事業評価・検証
- (6) 地域公共交通の問題点・課題の抽出
- (7) 地域公共交通計画(素案)の作成
- (8) 協議会の運営支援
- (9) パブリックコメントの実施支援
- (10) 打合せ協議

事業者の指名

徳島市に登録され、過去に他都市で地域公共交通計画作成などの実績がある経験豊富な複数の事業者を指名する。

プロポーザル審査会の設置

徳島市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル審査会を設置し、企画提案書等の審査を行う。

事業者の特定・契約

企画提案書の内容と事業者へのヒアリング等による審査を行い、事業者を特定する。特定のための評価項目や配点等はプロポーザル審査会で協議・決定する。

審査結果は書面により通知し、特定された事業者と契約条件などを協議・調整の上、契約締結を行う。